

「再生可能エネルギーの導入等促進プラン」の各施策の実施状況

大項目	中項目	小項目	内容	5年間の実施状況 (◎概ね実施、○一部実施、△代替施策実施、×未実施)
1. 再生エネルギーの理解促進・環境との調和	(1) 環境教育・学習の推進	-	① 府民への再エネ・省エネに関する情報発信を行うため、情報発信サイトとして、京都再エネ・省エネポータルサイト(仮称)を開設	◎ <ul style="list-style-type: none"> H28年度に、再エネ設備導入事例、府内日射量データ、再エネコンシェルジュ一覧、補助金情報等をまとめたサイト「京都再エネポータル」を開設し、適宜情報をアップデート中。 閲覧件数は月3,000件弱程度あり、特に「京都の再エネ生情報」で紹介している「設置者の声」は閲覧件数が多く、実際の設置者の感想等に対する府民の関心が読み取れる。 ※ 最新の情報(PPAモデルや保守点検等)を適宜アップロードするとともに、より府民の身近なサイトになるよう動画等、コンテンツを充実し、情報発信力の強化を図る。
			② 未来を担う幼稚園・保育所、小中学校等の子ども、保護者及び教職員等に再エネの重要性に関する環境教育の推進	◎ <ul style="list-style-type: none"> 府立丹後海と星の見える丘公園(宮津市)やけいはんなe2未来まなびパーク(精華町)において、親子再エネ教室等を開催。(年10回程度) H29年度には、環境教育・環境学習のノウハウ共有サイト「エコこと学ぶ」を開設し、貸出可能な学習資料・機材の紹介や、講師検索等のコンテンツを設置。
			③ 環境教育拠点を整備	◎ <ul style="list-style-type: none"> 北部地域における環境体験学習の拠点「府立丹後海と星の見える丘公園」(宮津市)を活用し、夏休みを中心に再エネに関する講義・工作教室・スタンプラリーを開催。 南部地域では、「けいはんなe2未来まなびパーク」(精華町)において、講義・施設見学・工作教室(親子再エネ教室)を開催。
	(2) 景観配慮等の取組	-	① 再生エネルギーの導入時の景観に配慮した設置方法等の指針を策定し、市町村と連携した景観配慮の取組を推進	◎ <ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じて各市町村で個別に景観計画・ガイドライン等を策定しており、「京都版再生可能エネルギー(太陽光発電)の設置・運用・メンテ・廃棄に係るガイドライン」(H29.1策定、R2.1最終改訂)において、各市町村の計画等を整理。 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電設備)」(H29.3策定、R2.4最終改訂)においても、設計時に配慮が必要な具体的な景観を指定。
			② 木質資源のマテリアル利用とエネルギー利用の最適化を図るための考え方を取りまとめ、市町村や森林組合と連携した取組を推進	◎ <ul style="list-style-type: none"> 京都舞鶴港等での再生可能エネルギー発電施設の整備及び雇用に対する支援制度「京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金」を創設し、京都府森林組合連合会と連携して間伐材を含む木質バイオマス発電事業を実施する製材メーカーを第1号指定。(令和2年4月1日より運転開始済み) R2年度には、府内林業事業者の素材生産量の増大の実現に向け、新たな木材需要に対応するための生産体制の整備を推進することを目的に、木質バイオマスの生産に要する経費支援や生産・輸送の低コスト化の実証事業(府内産木材生産増大支援事業)を創設。【農林部局】
			③ 事業者と連携し、再生エネルギー設備の良好な維持管理と長寿命化の支援を推進	◎ <ul style="list-style-type: none"> H29年度に策定した「京都版再生可能エネルギー(太陽光発電)の設置・運用・メンテ・廃棄に係るガイドライン」において、保守点検・メンテナンス方法を明記。 H31年度には、本庁舎屋上の太陽光発電設備を活用した実地の高度保守技術に関するセミナーを開催。 R2年度には、太陽光発電設備の長期安定化に資するデジタル技術を活用した製品開発・実証事業等についての補助事業を創設。
2. 再生エネルギーを創る・貯める・賢く使う	(1) 多様な再生エネルギーの導入促進	-	① 京都の技術を活用し、低コスト・低メンテナンスの小水力発電設備の技術開発など技術ブレイクスルー(技術革新)による再生エネルギー導入を支援	△ <ul style="list-style-type: none"> 【代替事業】 小水力発電に関する技術開発は、近年、国事業等による「小規模化(マイクロ化)」の流れにある。H29~31年度環境省事業において製品化に成功した「マイクロ水力発電機」により、商用化が難しいとされていた数kW規模のマイクロ水力発電の事業化の目途が見えたところ、これまで導入が困難であった市町村の水道施設への導入検討が容易になったことを踏まえ、メーカーと連携した水道事業者への説明会の開催や、新たな補助制度(H31年度~)を創設
			② 小水力発電等の導入促進に向けた専門家や導入等支援団体等による導入促進体制を整備	△
			③ 市町村と連携し、地域での再生エネルギー普及の担い手(再生エネルギー普及員(仮称))を養成する制度を創設	◎ <ul style="list-style-type: none"> 京都再エネコンシェルジュ認証取得者等を対象に、最新の世の中の動向(再生エネルギーに関する市場・制度等)や府の施策等について理解を深めていただくためのスキルアップセミナーを年5回程度開催したほか、実地で学ぶための施設見学会も併せて開催。 H31年度からは、太陽光発電設備の長期安定化の観点から、京都再エネコンシェルジュ認証取得者等を対象に、太陽光発電設備の保守点検技術等に関する実地セミナーを開催。
	(2) 家庭・事業者・地域における重点取組	I 家庭向け	◎ <ul style="list-style-type: none"> 京都再エネコンシェルジュ制度を核に、京都府-コンシェルジュ-専門家ネットワーク(制度検討委員会)による体制を構築。専用ダイヤルによる府民から府への直接的な窓口を開設するとともに、コンシェルジュからの求めがあれば専門家の技術的助言ができる体制を整えた。 	

2. 再エネを創る・貯める・賢く使う	(2) 家庭・事業者・地域における重点取組	I 家庭向け	② 再エネや省エネについて、身近に相談できる「再エネ・コンシェルジュ制度(仮称)」の創設や総合相談窓口と再エネの各分野の専門家との連携ネットワーク体制(再エネ・省エネ普及推進専門家ネットワーク(仮称))を構築	◎	<ul style="list-style-type: none"> 「京都再エネコンシェルジュ制度」を創設。268名の認証者が存在し(令和元年3月末時点)、年間1,400件程度の相談に応じていただいている。これまでの延べ再エネ導入数は約1,000件に達する。 H31年度には初の更新講習会(H28年度認証取得者が対象)を開催。長期間認証を受けられた経験豊富なコンシェルジュを抱える制度へ成熟しており、活躍の場を広げるための取組(ショッピングモール等でのイベント等)を拡大。
			③ 住宅の新增築等の機会に、再エネ設備等の導入に対する融資制度を実施するとともに、市町村と連携して、再エネと同時に蓄電池等の導入を行う自立型再エネ設備等の普及を促進	◎	<ul style="list-style-type: none"> 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき、金融機関(6行)と連携したスマートエコハウス支援事業(低金利融資)を実施し、制度を開始したH23年度からH31年度末までに567件の設備に対して融資を実施(融資額:計11.2億円)。融資対象設備は、太陽光発電設備に加え、蓄電池、エネファーム、エコキュート、ペレットストーブ等が対象になるが、太陽光発電設備については、合計518件、2,569kWが導入されている。 また、H28年度から、市町村と連携した家庭向けの太陽光・蓄電池の同時設置に対する補助制度を実施中(市町村から府民に交付される補助金に京都府が上乘せ)。H28年度からH31年度までの間に、計1,808件、合計8MW程度の再エネが導入されている。
			④ 建築事業者から施主への再エネに関する情報提供のため、建築事業者等に対する研修会を開催するとともに、住宅における再エネ導入の標準化(新築住宅における標準装備化、既築住宅における設備標準仕様化)に向けた検討会を開催	◎	<ul style="list-style-type: none"> H28年度に府北部地域において一般社団法人京都府建築士会主催の研修会に講師として参加。 住宅における再エネ導入の標準化については、一般社団法人京都府地球温暖化防止活動推進センターに委託し、再エネコンシェルジュ等、10社程度の協力のもと、実証事業を実施。標準化により、導入率が大幅に増加する傾向がみられた。 ※ 現在、環境審議会に諮問中の京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正において、「建築事業者から施主への再エネに関する情報提供」の義務化(努力義務からの強化)を予定しており、R3年度には手引き作成や建築士向け説明会の開催等を予定。
			⑤ 省エネ・節電に併せて、高齢社会に対応した健康にも良い住宅「エコ&ヘルス住宅」に向けたプラットフォームを設置	◎	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会KYOTO推進プラットフォーム・エコ&ヘルス住宅部会(H27年度)や住まいの断・密力強化方策研究会(H30年度~)を通じて、府内における省エネ・断熱住宅の普及に向けた今後の方向性を検討。
			① 中小事業者等による自立型再エネ設備(再エネ設備と蓄電池、EMS等を組み合わせた設備)を導入する計画の認定制度を推進	◎	<ul style="list-style-type: none"> 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の規定により、H27年度から計画認定制度を開始。H31年度末までに、50件を認定し、合計800kW弱の太陽光発電設備が導入されている。 ※ 同条例規定は、R2年度末までに時限規定となっているが、本年度の条例改正により、さらに5年間延長する方向で検討中。なお、延長にあたり、「災害時の地域活用」を認定要件に追加する方向で検討。
		II 事業者向け	② 上記計画に基づく設備導入に対する事業税の減免制度及び助成制度を創設	◎	<ul style="list-style-type: none"> 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく事業税の減免制度を創設し、さらに、助成制度の予算措置した上で、どちらかの支援を選択できるものとした。上記50件の認定事業のうち、事業税の減免活用が2件、補助制度活用が48件となっている。
			③ 再エネ・省エネの専門家を養成し、事業所等に派遣することで、省エネと併せた再エネ設備の導入を促進	◎	<ul style="list-style-type: none"> H28年度から、専門的知識を有する「省エネ診断員」を中小企業に無料で派遣し、省エネと併せてEMS導入時の省エネ効果や再エネ設備の導入を一体的にアドバイスする制度を創設。これまでの4年間で、延べ100社に派遣を実施。 事業の運営主体は一般社団法人京都知恵産業創造の森。(協力機関:京都シニアベンチャークラブ連合会)
			① 地域協働による太陽光発電以外の再エネを導入する際の事業税の減免制度及び補助制度を創設	○	<ul style="list-style-type: none"> II①、②同様、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例において、地域協働による太陽光発電以外の再エネを導入する際の事業税の減免制度及び補助制度を創設。ただし、これまでに活用実績はない。
		III 地域向け	② 地域での再エネ設備の導入等支援団体を登録し、支援する制度を創設	◎	<ul style="list-style-type: none"> 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例において、地域での再エネ設備の導入等支援団体を登録し、支援する制度(法人府民税(均等割)及び不動産取得税の減免)を創設。 NP0法人きょうとグリーンファンド及びNP0法人市民共同発電をひろげる城陽の会の2団体を支援団体として登録。 支援団体は、地域住民から募った寄付による公共的施設への太陽光発電設備の設置支援や、設置場所を拠点とする環境学習会の開催等を実施し、地域の再エネ導入や普及啓発に貢献。
			③ 地域の資源等を活用した再エネによる地域活性化を推進	○	<ul style="list-style-type: none"> (京都舞鶴港周辺に限定した事業ではあるが)北京都舞鶴港をバイオマス発電などのエコ・エネルギー産業の集積拠点としての整備を促進するため、「京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金」を創設し、再エネによる発電施設等(太陽光発電を除く)を新たに整備した場合、設備投資額や新規雇用に応じて補助金を交付。(詳細は1(2)②参照) ※ 令和元年12月に、嵯峨越畑自治会、(一社)自然エネルギー推進機構及び京都市が協定を締結し、嵯峨越畑小水力発電所(令和2年1月着工、同年夏頃本運転開始予定)の電力を停電時に地域へ無償提供することによる救助活動等の支援に取り組んでいる。
			④ 小水力発電による鳥獣害対策用電気柵への電力供給や観光地のライトアップなど、地域特性に応じた再エネの導入促進	△	<ul style="list-style-type: none"> 府主催のイベント(京都府立植物園四季の彩り事業、京都環境フェスティバル、山城総合運動公園桜ライトアップ等)において、グリーン電力証書の活用等による環境配慮の率先運営を行うことで、府民及び府内企業等の再エネ導入の取組を推進。 ※ 府民の安心・安全を守る河川水位観測所、雨量観測所、放射線測定所等の府営観測所においても、太陽光発電を活用。 ※ 京丹後市延利地区における地域住民主体の小水力発電事業では、不法投棄対策の観点から夜間の灯りとして活用。

3. 再エネで地域活性化	(1) エネルギー自立型社会に向けた基盤づくり	—	① 地域での再エネ導入・拡大につなげる事前調査等に対する支援	○	<ul style="list-style-type: none"> 京都府再生可能エネルギー導入可能性調査を実施し、民間企業等による再エネ導入を促す基礎資料として、市町村ごとの再エネ賦存量を示した。 ※ 事前調査に対する直接的な助成制度は設けていないが、事業者や地域団体からの相談があった場合は、適宜相談に応じ、必要に応じて行政手続のサポート（関連法令の説明、担当部署の紹介等）を実施。
	(2) 京都北部におけるエネルギー自給・地域活性化のモデルづくり	—	① 府北部地域で、地域内の再エネ等で創出したエネルギーで地域内のエネルギー需要をまかなうため、地域エネルギー供給事業者の創設を検討	○	<ul style="list-style-type: none"> 府北部地域の10市町、京都銀行、龍谷大学、京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府で協議会を設立し（環境事業活用）、府営水力発電所（大野水力）の電力を活用した地域エネルギーサービス事業者の設立に向けた検討を実施するも、設立には至らず。
			② 整備された環境教育拠点を中心に、地域の再エネ設備と観光地を巡るエコエネルギーツアーを実施	◎	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源である再エネへの理解を深めてもらうため、府営風力発電所（太鼓山風力発電所）の一般公開に加え、府北中部の再エネ利用施設（バイオマスを利用した入浴施設がある京都府立丹後海と星の見える丘公園等）や道の駅などの観光施設をめぐるスタンプラリーを開催。
			③ 新技術による高効率の風力発電設備の開発及び導入実証モデル事業を実施	×	(未実施)
	(3) 京都南部におけるエネルギー自給・地域活性化のモデルづくり	—	① 府南部地域で、流域下水道管渠の熱をオフィスビルや病院、介護・福祉施設等で利用するため、地域エネルギー供給事業者の創設を検討	○	<ul style="list-style-type: none"> 「南部アーバンヒートエネルギー（下水熱）利用促進事業」による基礎調査の結果として、下水熱ポテンシャルマップを作成・公表したほか、下水熱利用の採算性評価を実施（H29年度）。 さらに、有識者等で構成する「下水熱民間利用促進ネットワーク」を設置し、4回の会合を設け下水熱利用の事業化に向けた検討を進めるも、実現には至らず。
			② 再エネ電気を利用した水素ステーションの整備やバイオマス由来水素製造技術の実用化検討	◎	<ul style="list-style-type: none"> H31年度に産学公による「京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議」を設置し、水素社会の実現に向けた府内の水素需要拡大に資する施策等を検討。民間企業と連携し、バイオガス等を活用した都市型水素製造による再エネ水素ステーションの整備も視野に国庫を活用した調査を実施中。 その他、H29年度には「京都府域におけるバイオマス水素創生事業」の事業化計画を策定し、水素生成菌を用いて、食品系廃棄物から直接水素を生成し、電気エネルギーとして活用できる新たなシステム構築を検討。